

鴨川市建設工事等契約事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第 2 号

鴨川市建設工事等契約事務取扱規程の一部を改正する訓令

鴨川市建設工事等契約事務取扱規程（平成 17 年鴨川市訓令第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「製造」の次に「の請負及び調査、測量、設計等の業務委託」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 最低制限価格の額は、次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 工事又は製造の請負に係る入札 予定価格の 100 分の 80 から 100 分の 85 までに相当する額

（2） 調査、測量、設計等の業務委託に係る入札 鴨川市調査、測量、設計等業務委託に係る最低制限価格取扱要綱（令和 6 年鴨川市訓令第 1 号）に基づき算定する額
第 17 条の見出しを「(契約不適合責任期間)」に改め、同条中「瑕疵担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

別表中「瑕疵担保責任期間」を「契約不適合責任期間」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。